

違法駐車は、救急車や消防車などの緊急自動車の通行の妨げや交通渋滞の要因となるだけでなく、道路の見通しを悪化させることから、飛び出しなどによる事故の要因ともなります。違法駐車をしないためには、ドライバーが駐停車に関するルールを正しく理解し、そのルールを守ることが大切です。そこで今回は、駐停車の禁止場所や駐停車の方法をまとめてみました。



**駐車や停車が禁止されている場所**



**駐停車禁止場所**

下記に掲げる場所は、赤信号などの法令により一時停止する場合や警察官の命令または危険防止のために一時停止する場合を除いて、駐車も停車も禁止されています。

- ① 「駐停車禁止」の標識、標示（図1）のある場所
- ② 軌道敷内
- ③ 坂の頂上付近
- ④ こう配の急な上り坂、下り坂
- ⑤ トンネル
- ⑥ 交差点とその端から5m以内
- ⑦ 道路のまがり角から5m以内
- ⑧ 横断歩道、自転車横断帯とその端から5m以内
- ⑨ 踏切とその端から前後10m以内
- ⑩ 安全地帯の左側とその前後10m以内
- ⑪ バス、路面電車の停留所の標示板（柱）から10m以内  
（ただし、運行時間中に限ります。）



**駐車禁止場所**

下記に掲げる場所は、警察署長の許可を受けた場合を除いて、駐車が禁止されています。

- ① 「駐車禁止」の標識、標示（図2）のある場所
- ② 火災報知器から1m以内
- ③ 駐車場や車庫などの自動車専用の出入口から3m以内
- ④ 道路工事の区域の端から5m以内
- ⑤ 消防用機械器具の置き場、消防用防火水そう、これらの道路に接する出入口から5m以内
- ⑥ 消火栓、指定消防水利の標識、消防用防火水そうの取り入れ口から5m以内



図1 駐停車禁止の道路標示

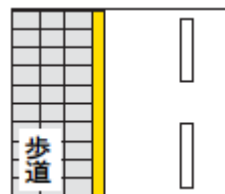
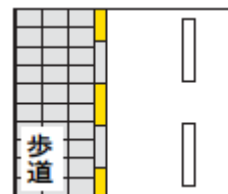


図2 駐車禁止の道路標示



**無余地駐車の禁止**

駐車した場合に車の右側の道路上に3.5m以上の余地がない場所では駐車できません(図3)。また、標識により余地が指定されている場合は、その余地がとれない場所では駐車できません(図4)。

図3

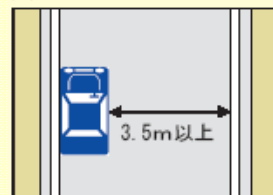


図4



(荷物の積卸しで運転者がすぐに運転できる状態にあるときや、傷病者の救護のためにやむを得ないときを除く)

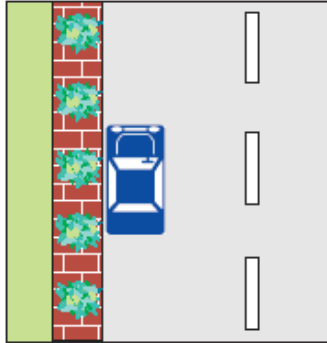


## 駐車・停車の方法

駐車や停車が禁止されていない場所だからといって、どのように駐停車してもよいというわけではありません。道路状況に応じて、下記のように駐停車の方法が定められています。

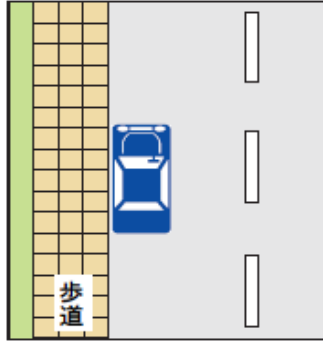
### ◆歩道や路側帯のない道路

道路の左端に沿います。



### ◆歩道のある道路

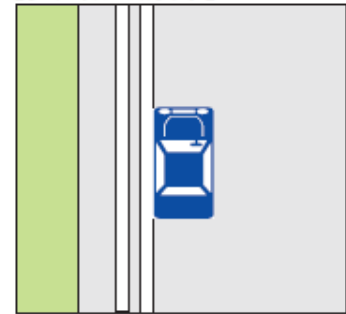
車道の左端に沿います。



### ◆路側帯が白の2本線の標示等

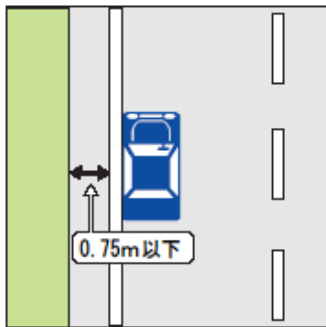
路側帯の幅が0.75mを超える場合でも、白の2本の実線の標示（歩行者用路側帯）や白の実線と破線の標示（駐停車禁止路側帯）のある場所では、路側帯に入ることはできません。

#### 【歩行者用路側帯】



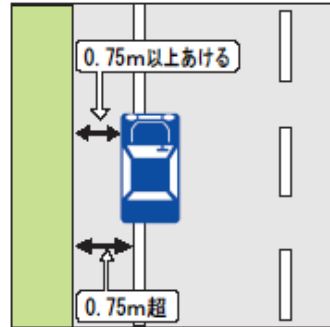
### ◆路側帯の幅が0.75m以下

路側帯に入ることはできず、車道の左端に沿います。

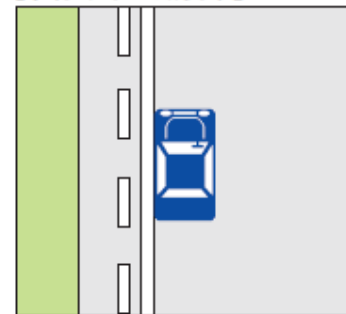


### ◆路側帯の幅が0.75m超

路側帯に入れますが、路側帯に0.75m以上の余地をあける必要があります。



#### 【駐停車禁止路側帯】



### ◆高速道路での駐停車

高速道路は駐停車禁止が原則であり、携帯電話を使用するためや地図を見るためなどに駐停車することはできません。

ただし、危険防止のためや故障などのやむを得ない事情のある場合は、十分な幅員のある路側帯（路肩）に駐停車することができます。その場合は、路側帯に入って道路の左端に沿って駐停車します。



### ◆「高齢運転者等専用駐車区間」について

「高齢運転者等専用駐車区間」は、70歳以上の方や聴覚障害のある方などに交付される「専用場所駐車標章」を掲

示した高齢運転者等標章自動車の専用駐車区間です。したがって、それ以外の車が駐車した場合には駐車違反となりますから注意しましょう。



### 「ご相談・お申込先」

保険情報サービス株式会社

〒120-0005 東京都足立区綾瀬3-16-4

TEL03-5682-7070 FAX03-5682-707

〔制作〕株式会社インターリスク総研 開発グループ